

## 板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金交付要綱

(平成30年10月16日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、区内中小企業が生産性及び経営力の向上を図るため、経営改善又は事業の持続的発展を目的とした先端設備等の設備投資に係る経費の一部を板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金（以下「助成金」という。）として交付することにより、地域経済の発展及び企業立地の維持・発展を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、板橋区内に1年以上主な事業所を置く中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業をいう。以下「中小企業者」という。）その他区長が認める組合又は法人で、本助成金の申請までに生産性向上特別措置法（平成30年6月6日法律第25号）に基づく先端設備等導入計画の認定を受けたものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する企業及び区長が別に定める業種を除く。

- (1) 1つの大企業（中小企業者以外の者。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している企業
- (2) 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している企業
- (3) 役員半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している企業
- (4) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる企業
- (5) 法人事業税及び法人住民税（個人にあっては、事業税が非課税の場合は住民税及び軽自動車税）を滞納している企業
- (6) 板橋区に対する使用料等の債務の支払が滞っている企業

### (助成事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた事業であり、区長が必要かつ適当と認めるものとする。

### (助成金の対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に定めるとおりとし、助成金を交付する年度内において支払った経費とする。

- (1) 機械及び装置の購入に係る経費
- (2) 器具及び備品の購入に係る経費
- (3) 機械及び装置の輸送に係る経費（運搬費等）
- (4) 機械及び装置の設置に係る経費（分解・組立・校正費・整備費等）
- (5) 新規設備導入に伴う既存設備の廃棄に係る経費
- (6) CAD等のソフトウェアの購入に係る経費
- (7) その他区長が適当と認める経費

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額又は助成限度額200万円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定により交付する助成金の総額は、板橋区の予算で定める額を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、区長が定める期日までに、別記第1号様式に、必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 板橋区、公益財団法人板橋区産業振興公社、国、都道府県又は区市町村等からこの要綱と同一内容の助成を受け、又は交付決定を受けた中小企業者は、前項の規定による申請をすることができない。

(審査会の設置)

第7条 区長は、前条で定める助成金交付申請等の審査のため、板橋区先端設備等投資助成金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(助成金の交付決定)

第8条 区長は、第6条に規定する申請があったときは、前条で定める審査会を開催してその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金交付の可否及び額を決定する。

2 区長は、前項に規定する助成金交付の可否について、別記第2号様式により当該申請者に通知する。この場合において、区長は、必要な条件を付することができる。

3 助成金の額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切捨て。以下「算出額」という。）とする。ただし、算出額が予算を超えた場合は、算出額に応じて定率で減額するものとする。

(助成事業の変更等)

第9条 前項の規定により助成金の交付対象となった事業者（以下「交付対象事業者」という。）は、助成事業の内容及び経費を変更し、又は助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書の内容について審査し、別記第4号様式により通知するものとする。

(助成事業遅延等の報告)

第10条 交付対象事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに遅延理由について書面を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 交付対象事業者は、区長の求めがあったときは、助成事業の遂行状況について、区長が指定する日までに書面により、区長に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 交付対象事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに領収書の写し等必要書類を添付の上、別記第5号様式を区長に

提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 区長は、前条の実績報告書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、現地調査等を行い、助成事業の成果が助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第6号様式により当該交付対象事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付すべき助成金の額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切捨て）又は第8条3項に規定する額のいずれか低い額とする。
- 3 区長は、交付対象事業者に対し、第1項の審査に必要な報告及び書類の提出を求めることができる。

(是正のための措置)

第14条 区長は、前条第1項の審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付対象事業者に対し、当該助成事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

- 2 前項に規定する命令に対して交付対象事業者が必要な措置をした場合には、前条の規定により処理する。

(助成金の交付)

第15条 区長は、第13条第1項に規定する通知を受けた者より別記第7号様式の提出を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (4) 区長が事業の実施を不相当と認めるとき。

(助成金の返還)

第17条 交付対象事業者は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取消に係る部分についてすでに助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。

(報告の義務)

第18条 第15条の助成金の交付を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、助成事業の対象となった事業所の操業状況について、別記第8号様式及び区長が必要と認める書類を指定する期日までに区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項に定めるもののほか必要と認める場合は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間報告を求めることができるほか、実地検査を行うことができる。
- 3 助成事業者は、区長が助成事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(助成金の経理等)

第19条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(操業の継続)

第20条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、区内にて継続して操業するよう努めなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第21条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

3 助成事業者は、取得財産等を助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするときは、別記第9号様式をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

4 区長は、前項の規定により承認を受けた助成事業者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第22条 第16条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第17条の規定により助成金の返還を命じたときには、区長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。

2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第23条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第24条 第22条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、既納の納付金額を控除した額による。

(その他)

第25条 助成金の交付に関し、この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるもののほか、産業経済部長が別に定める。

#### 付 則

- 1 この要綱は、平成30年10月16日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第17条から第24条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。



## 事業計画書

## (1) 応募者(企業等)の概要等

1. 応募者の概要				
名称:				
代表者名及び役職名:				
住所: 工場等機能の有無:(有・無)				
助成事業の実施場所(上記住所以外の場合のみ記入)				
電話番号:		FAX番号:		
担当者名及び役職名:				
メールアドレス:				
URL: http://				
資本金(出資金)	万円	従業員	計 人(正社員	人・パート 人)
主たる業種(日本標準 産業分類、中分類)		事業開始	創 業	年 月 日
			法人設立	年 月 日
加盟業界団体等				

## 2. 事業内容

--

## 3. 株主等一覧表

( 年 月 日現在)

主な株主又は出資者 (注)出資比率の高いものから 記載し、大企業は【 】に◎を 記載してください。4番目以降 は「ほか○社」と記載してくださ い。	株主名又は 出資者名	所在地	大企業	出資比率(%)
①			【 】	
②			【 】	
③			【 】	
④	ほか( )社			

## 4. 経営状況表

## (1) 直近2期分の損益実績及び見通し

(単位:百万円)(決算期ベース)

事業年度	売上高	営業損益	経常損益	当期損益
年度(実績) ( 年 月 ~ 年 月)				
年度(実績) ( 年 月 ~ 年 月)				

## (2) 主要取引先

主要取引先	所在地	売上高 (単位:百万円)	取引主要製品	取引年数

## (2) 事業内容

### 1. 事業の概要

(注) 申請する助成対象事業の内容を簡潔に記載してください。なお、本項目は採択となった場合に公表することがあります。

### 2. 導入する機械装置、備品等、工事の概要

(1) 名称 (導入する機械装置、備品等、工事の名称を記入してください。)

※4つ以上導入する場合は、④以降を追加してご記入ください。

①

②

③

(2) 機械装置・備品等の機能、工事の持つ機能

①

②

③

(3) 設置場所

①

②

③

(4) 法定耐用年数

①

②

③

### 3. 導入による効果

事業の高度化・効率化、競争力の強化における効果を記入してください。

## 事業収支予算書

## 1. 収支予算

## (1) 収入

(単位:円)

区分	金額	資金の調達先 (金融機関名等を具体的に記入してください。)
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

## (2) 支出

(単位:円)

経費区分	助成対象事業に要する経費	助成対象経費	助成金交付申請額
機械装置費等			
その他助成対象外経費			
合計			

※「助成対象事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費(消費税等を含む)。

「助成対象経費」とは、「助成対象事業に要する経費」のうちで助成対象となる経費(消費税等は除く)。

「助成金交付申請額」は、「助成対象経費」のうちで、助成金の交付を希望する額で、その限度は、「助成対象経費」に助成率を乗じた額をいう。

## 2. 経費配分内訳

(単位:円)

品名	仕様	数量	単価	助成対象事業に要する経費	助成対象経費	購入予定先
合計						

※合計金額は千円未満を切り捨ててください。

設備投資を実施する設備にて生産する製品(サービス等)について

1. 製品(サービス等)名称
2. 製品(サービス等)の内容
3. 製品(サービス等)の市場性
(1)対象とする市場・顧客
(2)市場動向・規模
(3)製品(サービス等)及び市場の将来性
(4)設備投資対象の生産過程における産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権) ※保有している場合は種類及び番号を記入してください。

### 実施スケジュール

項 目	年度							
	月	月	月	月	月	月	月	月

### 地域との関わりについて(地域貢献性)

(1)地域への貢献活動内容

(2)区事業への参加について

## 企業信頼性・社会性について

※証明できる書類があれば添付してください。書類に個人情報は含まないでください。

(1)情報セキュリティについて

--

(2)雇用について・後継者の有無について

--

(3)環境への配慮について

--

(4)災害対応について

--

(5) 製品・サービス等品質の管理について

--

様

東京都板橋区長

印

板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金交付可否決定通知書

年 月 日付け申請のあった板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金の交付について、板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する

(1)助成金交付決定額 金 円

(2)交付条件

- ①助成対象事業等の内容又は経費の配分の変更が生じると見込まれる場合は、あらかじめ区長の承認を得ること
- ②助成対象事業等を中止又は廃止するときは、あらかじめ区長の承認を得ること
- ③助成対象事業等の経理に偽りその他不正がないこと
- ④その他

2 交付しない

(宛先)板橋区長

所在地 (〒 )

企業名

代表者役職・氏名

印

板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金 変更・中止承認申請書

年 月 日付け 板産第 号で助成金の交付決定を受けた板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金について、次の理由により(変更・中止)したいので、板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金交付要綱第9条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 変更・中止の内容及び理由

2. 変更経費の内訳

(単位:円)

経費内訳	助成対象経費		助成金交付申請額
	当初申請額	今回変更額	
機械装置費			
備品費			
工事費			
その他			

3. 変更(中止)予定年月日

年 月 日

4. 添付書類

様

東京都板橋区長

印

板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金 変更・中止承認(不承認)通知書

年 月 日付 板産産第 号で助成金の交付決定をした板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金について、板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認(不承認)したので通知します。

記

1. 変更・中止の内容

2. 助成対象経費 円

3. 助成金交付決定額 金 円

(不承認の理由)

年 月 日

(宛先)板橋区長

所在地 (〒 )

企業名

代表者役職・氏名

印

板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金 実績報告書

年 月 日付け 板産産第 号により助成金の交付決定を受けた板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金について、年 月 日に事業の実施が完了し、年 月 日に経費の支払いが完了しましたので、板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金交付要綱第12条の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

1. 助成対象事業実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
2. 実績報告書 (別紙1)
3. 収支決算書 (別紙2)
4. 提出書類 (1)助成対象事業の実施に係る見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等  
(2)助成対象事業の成果を明らかにするためのもの  
①図面 ②写真 ③資料等

## 実績報告書

### 1 実施内容

※申請内容と対応させて実施の計画及びその実施内容について、図面、図表又は写真等も含めて詳細に記載すること。

### 2 実施の成果

※事業の高度化・効率化、競争力の強化における成果を記入してください。

## 収支決算書

## 1. 収支決算

## (1) 収入

(単位:円)

区分	金額	資金の調達先 (金融機関名等を具体的に記入してください。)
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

## (2) 支出

(単位:円)

経費区分	助成事業費 (税込)	助成対象経費 (税抜)	助成金交付決定額
機械装置費等			
その他助成対象外経費			
合計			

※「助成事業費」とは、当該事業を遂行した経費(消費税等を含む)。

「助成対象経費」とは、「助成事業費」のうちで助成対象となる経費(消費税等は除く)。

## 2. 経費配分内訳

(単位:円)

品名	仕様	数量	単価	助成対象事業 に要する経費	助成対象 経費	購入先
合計						

※合計金額は千円未満を切り捨ててください。

様

東京都板橋区長

印

板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金交付額確定通知書

年 月 日付け 板産産第 号により助成金を交付決定した板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金について、実績報告に基づき審査した結果、下記のとおり助成金額を確定したので、板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金交付要綱第13条第1項の規定に基づき通知します。

記

- |             |   |   |
|-------------|---|---|
| 1. 助成金交付決定額 |   | 円 |
| 2. 助成金交付確定額 | 金 | 円 |

(宛先)板橋区長

板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金交付請求書

金 円

年 月 日付け 板産産第 号により助成金の交付の確定を受けた板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金について、板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金交付要綱第15条の規定に基づき上記のとおり請求します。

申請者  
所在地

名 称

代表者役職・氏名

印

金融機関名		本・支店名	
口座種類	普通・当座	口座番号	
口座名義(カナ)			
口座名義			

※口座名義(カナ)及び口座名義については、必ず通帳記載のとおり転記すること。

(宛先)板橋区長

所在地 (〒 )

企業名

代表者役職・氏名

印

板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金 操業状況報告書

年 月 日付け 板産第 号により助成金の交付の確定を受けた板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金について、板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金交付要綱第18条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

1. 助成対象事業により導入した設備等の操業状況

--

2. 助成対象事業により導入した生産設備の導入効果

--

3. 助成対象事業による地域経済への波及効果

--

4. 経営状況

事業年度	売上高	営業損益	経常損益	当期損益
1. 設備導入期				
2. 今期 ( 年 月～ 年 月)				
3. 次期見通し( 年 月～ 年 月)				

5. 添付書類

- (1) 決算報告書、貸借対照表及び損益計算書 (直近のもの)
- (2) その他操業状況報告書の内容を裏付けるもの

(宛先)板橋区長

所在地(〒 )

企業名  
代表者役職・氏名

印

板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金に係る取得財産等処分承認申請書

年度板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金により取得した取得財産等の処分について、板橋区先端設備等設備投資支援事業助成金交付要綱第21条第3項の規定により、下記のとおり申請する。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目及び取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格(効用の増加した価格)及び時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分方法
- 6 処分理由